

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第18号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「奈良県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号へ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに奈良県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号ロ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ハ中「（二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号ニ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、その世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.39」を「100分の7.64」に改め、同条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「26,800円」を「27,600円」に改め、同条第3号イ中「19,500円」を「20,000円」に改め、同

号口中「一般被保険者」を「被保険者」に、「9,750円」を「10,000円」に改め、同号ハ中「一般被保険者」を「被保険者」に、「14,625円」を「15,000円」に改める。

第13条の2から第13条の5の2までを次のように改める。

第13条の2から第13条の5の2まで 削除

第13条の5の3中「又は第13条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の3の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第16条の2において同じ。）」を削る。

第13条の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、奈良県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号口中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、その世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の6の4（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.77」を「100分の3.27」に改め、同条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「9,900円」を「11,500円」に改め、同条第3号イ中「7,200円」を「8,400円」に改め、同号口中「3,600円」を「4,200円」に改め、同号ハ中「5,400円」を「6,300円」に改める。

第13条の6の5から第13条の6の8までを次のように改める。

第13条の6の5から第13条の6の8まで 削除

第13条の6の9中「又は第13条の6の5」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の2の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第16条の2において同じ。）」を削り、「20万円」を「22万円」に改める。

第13条の6の10第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、

同号口中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の10第1号中「100分の2.99」を「100分の3.03」に改め、同条第2号中「17,100円」を「16,900円」に改める。

第16条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「若しくは国民健康保険法施行令」を「、若しくは国民健康保険法施行令」に、「、第13条の2の基礎賦課額若しくは第13条の6の2若しくは第13条の6の5」を「若しくは第13条の6の2」に、「又は第13条の7」を「若しくは第13条の7」に改め、「次条第1項各号」の次に「（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の4第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「)又は1世帯」を「)若しくは1世帯」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「第13条の2の基礎賦課額又は」を削り、「若しくは第13条の6の5の額又は」を「の額若しくは」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第16条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第3項第1号に定める額、第16条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第16条の2第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の5」を削り、「20万円」を「22万円」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」を削る。

第16条の4第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第2項中「又は第13条の5」及び「又は第13条の6の7」を削り、同条第3項第1号中「又は第13条の5」を削り、同条第4項中「又は第13条の5」及び「又は第13条の6の7」を削る。

第16条の5第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第2項中「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の5」を削り、「20万円」を「22万円」に改め、同条第4項中「第1項中」の次に「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、」を加え、「又は13条の2」を削り、同条第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第6項中「前項に規定する」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改め、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の6の5」を削り、「20万円」を「22万円」に改め、同条第8項中「第5項中」の次に「「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、」を加え、「又は第13条の2」を削る。

第16条の6第1項中「、第13条の3」及び「、第13条の6の6」を削り、同条第2項中「、第13条の2」及び「、第13条の6の5」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。